



「熱中症強化月間」始まる

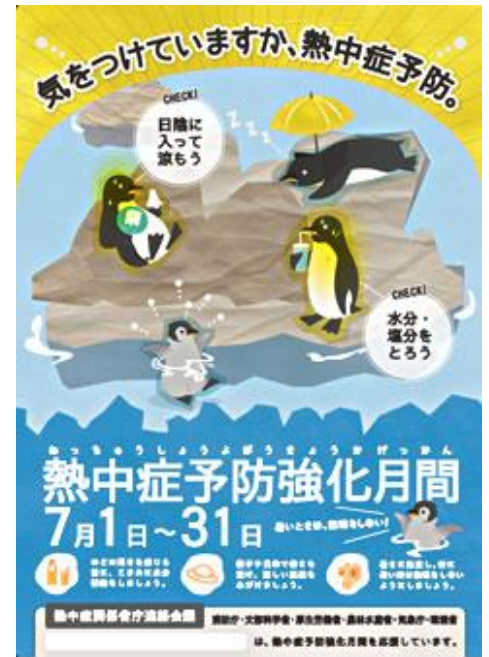
7月は梅雨明けの時期の暑さに身体が慣れず、毎年熱中症で病院に運ばれる人が増えるため、政府が「熱中症強化月間」と定めています。

熱中症とは、

- * 気温が高い → 発汗して水分や塩分が失われる
- * 湿度が高い → 汗が蒸発せず、熱がこもったままとなる

結果、体の中の熱が放出されないで、体温がグングン上昇してしまう状態の事をいいます。

屋外だけでなく、高温多湿の室内でも注意が必要です。涼しい服装や、水分塩分の摂取(牛乳も有効とのこと)を心掛けて、暑い夏を乗り切りましょう。



介護のはてな? 第23回「介護保険料」とは

6月に今年度の介護保険保険料お知らせが届きました、どうしても「高い!」と思ってしまいます。

介護サービスの利用が実額の1割の自己負担ですむのは、サービスを利用する人もしない人も、この介護保険料を納付しているからで、良い制度ができたとは思いますが。(介護保険経費の約半分が保険料と利用料、半分が国県市の公費)

保険料の額は、その方の所得や地域状況に応じて変わりますが、横浜市では今、所得や世帯状況に応じ13段階に分かれています。真ん中の基準額である第6段階は、年6万円(本人は市民税非課税で、家族は課税の場合)、第1段階は2万7千円。一番高い13段階は、14万7千円(本人合計所得金額が、1000万円以上の方)。こんなに所得の多い方は、も少し、保険料高くていいのではと思ってしまいますが、ま、税金ではないので。

保険料は3年ごとに見直され、基準額は、改定のたび増額しています。横浜市の介護保険制定2000年当時の保険料基準額は、年3万7千980円でした。3年ごとの介護保険サービス利用の予測で保険料は改定されますが、来年27年はその改定の年。どうなっていくのか注目ですね。

たすけあいあさひ全体ミーティング

7月11日(金)、鶴ヶ峰ココロットにある「みなくる」会議室で、正会員・準常勤以上のスタッフ25名が集まり、今年度の事業計画を共有し、今後の活動につなげるための話し合いを行いました。

今回は、たすけあいあさひの外で就業経験のある方のお話しも聞く事が出来、たすけあいあさひのあり方を見直す契機にもなりました。

